

◎厚生労働省の宮崎労働局から女性活躍推進法の改正に基づき、常時雇用する労働者数が 301 人以上の事業主は、「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画」と「次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画」の提出が義務化になりましたので行動計画をご報告いたします。

## 1. 「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画」

### ○社会福祉法人 スマイリング・パーク 行動計画

女性が管理職として活躍でき、男女ともに長く勤められる職場環境を作るため、次の行動計画を策定する。

① 計画期間:2023年 5 月 1日~2025年 4 月 30日

② 目標

目標 1 : 管理職 (課長級以上) に占める女性労働者の割合を74%以上にする。

目標 2 : 全職員の残業時間を月平均 2.5 時間以内にする。

## 2. 「次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画」

### ○社会福祉法人 スマイリング・パーク 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

① 計画期間 2023年 5 月 1日~2025年 4 月 30日までの2年間

② 内容

目標 1 : 計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・取得率を30%以上にする

女性社員・・・取得率を90%以上にする

目標 2 : 育児休業後における原職または原職担当職への復帰を70%以上にする。